



奈良から発信するまちづくり

町家くん 通信

1

2019年
351号

時の鐘



ならまちでは今も時の鐘（興福寺南圓堂前）が響きわたっています。時には聞こえたり聞こえなかったり、それは人の心になにかを感じた時だと思います。大晦日には除夜の鐘がつかれ一年を払い、新しい年が始まります。

ならまちにはいつものように時の鐘が響きます。

（時の鐘は朝6時、昼12時、夜6時です。）

画、文：うとうと SN

[特集] NPO法20周年とNPOの社会的存在意義

発行：公益社団法人奈良まちづくりセンター

奈良まちづくりセンターは歴史都市の資源を活かした NPO法20周年とNPOの社会的存在意義

理事 今瀬政司

■はじめに

2018年12月、NPO法(特定非営利活動促進法)が施行されて20周年を迎えた。NPO法は、1998年3月に国会で可決成立し、同年12月に施行された。現在、内閣府の調べによると、NPO法人(特定非営利活動法人)として認証された団体は、51,697件(2018年10月31日現在)に上る。うち、寄附金で税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人(認定特定非営利活動法人)が1,094件(同12月6日現在)ある。

NPO法は、日本のこれまでの多くの法律とはその立法過程が全く異なっていた。市民と国会議員との協働による議員立法であり、市民が主導して作った実質上の「市民立法」とも言えるものであった。市民が法案を作るために「市民公益活動」(今で言うNPO活動)の実態・課題、歴史的経緯、従来の法制度など様々な調査を行った。市民が法案の条文を具体的に作成し、国会議員に提案して検討を繰り返した。NPO法の成立を求める市民は、与野党どの政党にも絶対に偏らず、あらゆる政党と等距離の関係を持って国会議員と付き合った。

本稿では、NPO法20周年にあたり、NPO法成立の経緯やそこに込めた理念を振り返ることで、今後の課題とあり方を展望する。

■NPO法の礎となった「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」

1980年代後半、市民活動の担い手の間で、自分たちの活動を「公益性」の高いものだとして「市民公益活動」と意識的に呼ぶようになった。その社会的認知を促進させるために、法律の整備と支援の仕組みづくりを模索し始めた。そうした動きは全国的な盛り上がりを見せ始めていたが、その牽引役の一端を担ったのが「社団法人奈良まちづくりセンター」であった。奈良まちづくりセンターでは、1980年代後半頃から研究会等の開催や海外視察を行うなど、問題提起や研究・議論に本格的に取り組み始めた。研究の柱となったのが、「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」(第一期:1993年1月～94年1月、第二期:94年12月～95年11月)であった(以下、NIRA調査と言う)。筆者もこの

NIRA調査に携わった。独自に研究の企画を立てて、国(旧経済企画庁)の総合研究開発機構(NIRA)に提案し、NIRAからの委託研究という形で公的資金を得て調査研究を行った。これが日本で初めて本格的に市民公益活動(NPO活動)の歴史的背景、法制度、活動団体の実態・課題、展望等について調査研究を行うものとなった。そして、その後成立するNPO法の礎となった。

1995年1月の阪神・淡路大震災の応援活動を契機に、ボランティア・市民活動団体の社会的認知が一気に進み、その活動しやすい社会基盤整備として、市民公益活動を促進させるための法律の立法化運動が急速に進み始めた。1995年末には、NIRA調査などがベースとなって、市民活動団体(NPO)に法人格を付与する「市民活動促進法案(通称:NPO法案)」が発表された。その後、市民と国会議員の間で幾度となく議論が行われて、1998年に法案の名称を「特定非営利活動促進法案」に変更するなどの修正がなされて成立した。

■市民公益活動基盤整備の提言の実現と課題

NIRA調査では、市民公益活動の基盤整備について、次のような考え方、実施すべき重点方策を提言した。「(i)市民団体の組織としての自己確立を促し、個々の団体の活動の充実と団体相互の協力関係をはかるため、各種の支援組織を設立し、その活発な運営をはかる。(ii)寄付税制の改善等によって個人・企業・財団からの寄付や助成を活発にし、また行政による補助事業や委託事業を市民団体向けに的確に促進する。(iii)行政の縦割りにとらわれない自由度の高い活動を促すとともに組織の安定と自己確立のため、現行公益法人制度を再検討し、必要な非営利法人制度を確立する。(iv)以上の各項を国民的合意として積極的に、かつ長期的視点にたって推進するため、民間公益活動基本法の制定について検討し論議する。」



市民公益活動基盤整備
に関する調査研究

「総合的な再生/持続型のまちづくり」をめざします

現在、これらの提言は一定の実現を見たと言える。(i)は全国各地で設立されたNPO支援センター等の中間支援組織、(ii)と(iv)はNPO法の成立・改正や認定NPO法人制度、あるいは自治体や国による様々なNPO支援策(補助事業・委託事業)、(iii)は公益法人制度改革などである。しかし、それらの中身については、未だに不十分なところがあるのが実情である。

■市民公益活動(NPO活動)の社会的な存在意義

また、NIRA調査では、市民公益活動(NPO活動)の社会的な存在意義について、「行政や企業との対比」などから次のように整理した。これらの整理では、活動の担い手自身が自分たちの活動について、「社会的認知」を得たいという思いもあった。こうした活動が活発化することを期待して、あるべき姿として提言した。

「(i)本来的に行政や企業に任すことができない、あるいは行政や企業だけではできない活動を新しい時代に即して組織化すること。(ii)多数の団体が多様な価値観によって行動することにより、行政や企業だけでは実現しにくい多元的な社会を実現すること。(iii)行政や企業では取り組みにくい先駆的・冒険的な活動を行ったり、行政や企業の行動を第三者の立場で監察し、独自の問題提起を行うことにより、新しい社会状況を切り開き、自己変革しやすい社会にしていくこと。(iv)金銭や名誉よりも自らの志や社会への貢献を大切にすること。(v)行政や企業での就業システムとは異なる職務形態や就業形態を出現させ、活動に参加する人々を通じて新しい職業観ひいては人生観を生み出すこと。(vi)以上のような働きを通じて、地域社会の再構築、日本社会のゆるやかな変革を可能にすること。(vii)世界の人々から信頼を得ることにより、国際社会での新しい立場を確立することが可能になること。」

現在、NPO法成立から20年が経ち、NPO法人が5万団体を超えるようになった。



NPO法20周年・新公益法人制度10周年の関西学習会

これらあるべき姿として求めた社会的な存在意義について、今のNPO法人がどの程度まで果たしているのか、課題は多いと言わざるを得ない。

■NPO法20周年を振り返り、今後のあり方を展望

NPO法20周年にあたり、日本NPOセンターは、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、まちぽつとともに、「NPO法20周年記念プロジェクト」を立ち上げた。全国各地において、地域のNPO中間支援組織などとフォーラムを開催している。2018年11月5日には大阪で、「NPO法20周年・新公益法人制度10周年の関西学習会」が開催された。その中で、シーズ理事の松原明氏は、「運動に学ぶ、NPO法に込めた魂・理念とは」と題して講演を行い、「今のNPOは自身のパワーの源泉を忘れている!」「貧困や格差、地域の衰退などの大きな社会構造の変革のためには、参加と協力(みんなで)の戦略を再構築すべき」と提言した。

NIRA調査では、市民公益活動で言う市民とは、「広く所属や立場を離れて個人としての自由意志で発言し行動する人々」のこととした(行政区域としての市町村への居住如何は関係がない)。現在、国内外ともに、深刻な社会問題が次々と噴出し、経済状況が不安定さを増し、政治に倫理観が失われ市民の声が反映されにくくなるなど、社会・経済・政治が危機的とも言える状況にある。だからこそ、そうした市民による公益性のある市民公益活動がますます必要とされている。しかし、NPO法人は増えたにも関わらず、NIRA調査で提言した社会的な存在意義を十分に果たしている市民公益活動は、豊かになるどころか、減退傾向にあると言わざるを得ない。危機的状況を克服する牽引役としての存在感が十分と言えないのである。

行政でも企業でもない「市民公益活動」を担うNPO法人は、今こそ改めて、自らの社会的な存在意義を振り返り、自ら自己評価を行う必要がある。そして、社会の中でなくてはならない存在として真に必要とされ、社会・経済・政治の危機を克服して明るい次代を切り拓く「牽引役」としての役割を追い求めていかなければならない。

(京都経済短期大学准教授・NPO法人市民活動情報センター代表理事)

<参考・引用文献>

今瀬政司(2011)『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』学芸出版社

総合研究開発機構(1994)『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』(社団法人奈良まちづくりセンター)

NPO法20周年記念プロジェクト(2018)『「NPO法20周年・新公益法人制度10周年の関西学習会」開催資料』

まちなじみの定義と重要性

医学を基礎とするまちづくり研究所の後藤春彦所長は、地域デザインにおける新たな概念のひとつとして「まちなじみ」をとりあげ、以下のように定義している。

日本語の「なじみ」の概念には、環境に慣れることに加えて、以下の3つが含まれる。1) 親しい間柄 2) 親しい間柄のひとつと 3) 親しい間柄になる相互行為。

「まちなじみ」とは、地縁社会を介した、親しい間柄、親しい間柄のひとつと、親しい間柄になる相互行為を意味する。より良い「まち」は多様な「まちなじみ」にあふれている。

「まちなじみ」が必要なのは新規参入者ばかりでない。高齢化や世帯の縮小による社会的孤立をとりのぞくために、「まち」での多世代間の多様な「まちなじみ」を増やすことは重要である。「まちなじみ」はソーシャル・キャピタル形成に寄与する。これまでの「まちなじみ」プロセスに学び、社会空間と物理空間のデザインに生かすこと。

■まちなじみ調査とワークショップ

本研究所では、まちに移り住んできた・まちで活動し始めた新規参入者か、これまでまちに住み続けてきた既存住民との関係性を構築してきた過程(「まちなじみプロセス」)に着目し、新規参入者の地域参加を補助することを目的とした、調査と分析を行った。

また、2018年2月18・19日には、今井まちなみ交流センター華薈にて、同調査により作成された「まちなじみガイドブック」に則ってワークショップを開催いたしました。この「まちなじみ」ワークショップでは、ロールプレイング形式で新規参入者の立場に立って物事を考えることで、まちなじみへの理解を深め合いました。



写真1 まちなじみワークショップの様子

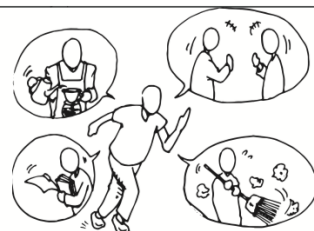


図1: まちなじみネットワークとその特徴

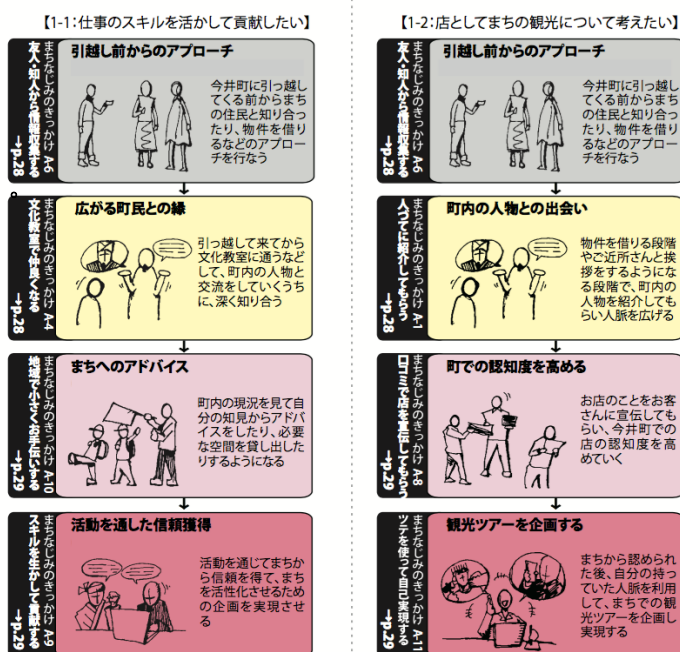
個人間ネットワークでのまちなじみストーリー

1. 自分の力で自己実現

元々の関係や持っていたスキルを生かすと、まわりから認められたり、仲良くなって協力を得られたり、まちなじみが発展することがあります。自分の力を使うことで、だんだんとまちに馴染んでいきます。



【まちなじみ発展ストーリーの例】



凡例 個人の背景 第一段階 第二段階 第三段階

図2: まちなじみガイドブック(プロセス図)

町並みを守る、防災のマイクロ化と事前復興

理事 神野 武美

「阪神・淡路大震災の悲劇を二度と繰り返さないために我々は何をすべきか」と題した勉強会が2018年11月18日、京都・西陣の「ひこばえの家」であった。昨年は、日本中で地震、豪雨、台風という災害が頻発。災害への対処が文化的なまちづくりにとって重要な要素だとあらためて感じさせられた。

勉強会を主催したNPO法人関西木造住文化研究会(KARTH)は20年前、建築家らが今回の題と同じ問題意識を持って設立し、拠点としている「ひこばえの家」も、宮大工の故木下孝一棟梁を中心に江戸時代の町家を耐震・防火を意識して改修したものである。この日の講師とテーマは、設立以来のメンバーである長谷見雄二・早大教授の「火災が広がる前に鎮圧するー地域防災のマイクロ化」と、室崎益輝・神戸大名誉教授の「事前復興と地区防災計画」であった。

長谷見教授によると、戦後の高度成長期の1960年代中頃までは、500棟以上が焼失する大火が頻発していたが、1976年の酒田大火以後、阪神・淡路や東日本の大震災を除くと鎮静化する一方、死者が5人以上のビル火災が増大している。それも80年代まではホテル火災が頻発したが、近年は、グループホームなどの高齢者施設や消防設備の規制に合わせられない小規模の雑居ビルでの火災が増えているという。

出火から短時間で火災を覚知できる態勢づくりを

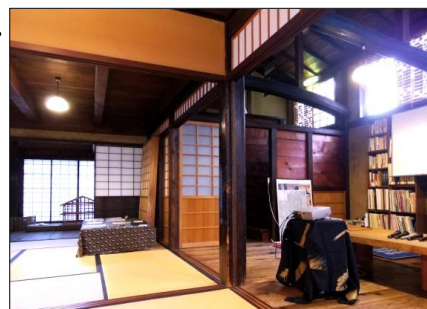
大火が減った原因は、都市の不燃化、装備の機械化常備化や消防態勢の常備化があげられるが、逆に消防団が脆弱化し住民の高齢化がマイナス要因だという。対策は「出火から短時間で覚知し火災が小規模のうちに消し止める態勢づくり」と長谷見教授は強調する。公設消防に頼らない「防災のマイクロ化」にあるという。まず必要なのは、市街地や建物の弱点を知ること。歴史的木造建築の多い地域の弱点は、長屋などの木造家屋は天井裏の界壁がない。建物背後の庭は防火管理が疎かになり

がちで、人目につきにくいなどである。対策は、天井裏を石膏ボードなど不燃材で補強し延焼を防ぐ、防火雨戸の設置などの改修を行うなどだが、近隣の家々に火災の感知を知らせるグループ監視自動火災報知器や、軽くて操作性の高いB級可搬ポンプを用意し、火災発生から迅速に消火に着手できる態勢づくりも大切だという。

防災の手段としての文化をどう育むか

室崎教授が強調したのは「防災の対象としての文化に加え、防災の手段としての文化」である。いざという時に役にたつのは、日頃から培われる「自治」の力である。例えば、2007年の能登半島地震で被災した石川県輪島市門前町は、地区防災計画で「町並み景観を守る」という議論が事前に行われていたため、県や市は、建物解体より修復を重視し、半壊家屋の復旧に助成したため、町並みが守られるとともに、個人の敷地に一戸建ての公営住宅を建てるといった政策がスムーズに実現した。文化を守るための協働が公助、自助、共助に有効に作用したというわけである。現実を見ても、災害発生後に復興計画を作ったため合意形成が難しくなり復興が遅れたりしている。室崎教授は、

従来の防災対策を『モナカ』に例えれば、幹線道路や堤防など『皮』ばかりに力を入れてきた」と批判する。「アンコ」に相当するのは住民の力や地域文化の力である。それらを自発的な減災活動をどう結びつけていくにかかっているようである。



「ひこばえの家」の内部。
防災上の工夫が凝らされた京町家だ



参加者の質問に答える室崎益輝教授(左)と長谷見雄二教授

1月のつぶやき



年末は、郵便局のバイトに明け暮れました。郵便番号は、大事です。

そして迎える平成最後の大みそかとお正月。これからは、何かにつけて「平成最後の」が枕詞になりそうです。でもまちづくりには、平成最後も新元号最初も関係ありません。新たな年も、自分ができる形で肅々と取り組んでいきたいと思います。

元号はある意味「日本らしさ」の一つかもしれませんが、西暦の如く連続性があれば「何年前」というのが簡単に把握できるのに…と常々不便に思っています。日本人は区切りをつけるのが好きなのか、ウヤマヤにしたいのか。新年もまた大きな区切り。季節や干支はぐるぐる回って今年はまた猪！（wild pig!）



2018年は平成30年、仏暦なら2561年という事です。新年は新しい元号、より平和な日本と世界のバランスが保てる未来になって行って欲しいと願ってやみません。市民レベルの交流からはじまり、みんな仲良しのアジア、世界を夢みます。自分ができることを一つずつやって行こうと計画中です。期待の新年、まずは乾杯です！

町家くん日記 ～日々是好日～

理事長 二十軒 起夫

明けましておめでとうございます。平成最後のお正月をいかがお過ごしでしょうか？二十四節気では、正月過ぎの1月6日が「小寒」、1月20日は「大寒」です。この暦は前年2月に国立天文台暦計算室から発表されます。寒さも本格的になります。身体に気を付けてお過ごし下さい。12月1日～2日には伝統的な建築技術に携わる技術者が参加して「作事組全国協議会奈良大会」が奈良町で開催され、NMCも後援させていただきました。

12月2日には、中国・廈門市の「華僑大学建築学院」から2人の先生が来られ、2019年11月に「歴史的町並み保存国際シンポジウム」を廈門・泉州で開催することについて話し合いを持ちました。同時に、国際交流基金に対して、「知的交流会議」助成の申請を提出しました。助成が認められるとアジア各地の町並み保存についての国際シンポジウムが中国で開催されることになります。

12月の寒さの中、物語館では書画や手作り作品などがいろいろ展示され、多くのお客様で賑わいました。また、1月13日（日）には物語館で「奈良町かまどご飯体験」が催されます。お子さまと一緒にぜひご参加下さい。今年もよろしくお願い申し上げます。



第41回全国町並みゼミ 長野松代・善光寺大会

町並みを守って歴史文化のまちづくり

～次世代へ・未来へ、伝える・つなぐ～

副理事長 吉田 昌

「松代」は、長野駅から南へバスで約30分の、幕末まで真田家が藩主を勤めた松代藩の城下町です。幕末の鬼才、佐久間象山の生地でもあり、明治期には製糸産業が盛え、町中には武家屋敷や商人町の面影を残す町並みが残されています。特に江戸期に武家屋敷の庭につくられた泉水(池)と泉水をつなぐ泉水路は、松代の大きな特徴であり、地域住民と行政との協働により、町の歴史や文化とともに泉水の保存や景観の形成に取り組んできました。

この松代を中心に11/16～18、全国町並みゼミが開催されました。1日目は神戸芸工大西村教授の講演。2日目は町内見学と分科会。3日目は(筆者所用のため不参加)総括と黒田睦子さんの峯山富美賞の表彰式がありました。

西村教授は、町並み保存の歴史を振り返り、これまでの町並み保存は新しい価値観や文化、経済等、外からの侵略に抗うものであったが、これからは、人口減少・高齢化という内なる問題に如何に対応していくのか、という全く新しい課題を突きつけられていると指摘されました。

筆者が参加した分科会は「歴史的建造物の保存と活用」をテーマに、川越蔵の会からは伝建地区

周辺での町家の保存の設計ルールや施工者紹介の仕組みづくり、松代のまちと心を育てる会からは地域住民組織による市が所有する歴史的建造物の管理、肥前浜宿水と町並みの会からまちづくり会社による観光拠点施設の経営、についての報告がなされました。また、信州大及び長野市学芸員から長野県神城断層地震後のボランティアによる白馬村で、倒壊した蔵内の収蔵物の救済、記録、保存する取り組みの経験から、平常時から建築サイドと文化財サイドが連携した生活文化の保存の必要性和その課題が報告されました。奈良県各地で取り組んでいる事例の多くが先進的であり、情報共有していくことが大切だと改めて感じた次第です。来年度は川越です。



泉水のある武家屋敷(旧樋口家)



もっと知りたい！教えて！ **町家くん百科**



Vol 10

回答者：岩本 廣美



物語館の井戸って
いつからあるの？
水はおいしいの？

明治時代からあるねん。
売っている水よりおいしいで。



物語館の中庭付近にある井戸がいつ掘られたのかについては、記録が見当たらないため、正確にはわかりません。物語館の基礎になった町家は明治時代に建てられた町家であり、改修前の図面には現在の位置に井戸がありますので、明治時代以前に掘られたと推定されます。深さは約8メートルです。この井戸には埃などが入り込むため、汲んだ井戸水を生で飲むことは勧めません。しかし、濾過→煮沸を経て冷ました井戸水は安全に飲むことができ、これは売っている水よりおいしいとほめる人がいます。この井戸水は、夏季に渇水が続いても涸れることはありません。水温は、年間を通して約16度。夏はかなり冷たく感じますよ。

質問大募集 ……皆さんから、奈良町や奈良まちづくりセンターにかかわる様々な質問にお答えします。応募は事務局まで！



奈良町物語館ガイド

1月

1	火	
2	水	
3	木	
4	金	↓
5	土	手わざ匠市 (手作り作品 展示販売)
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	かまど体験
14	月	新奈良町の辻子 (手作り販売, ワークショップ)
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	『蒼良の会 第三回書作展』
20	日	
21	月	
22	火	里山からの風便り (手作り作品 展示販売)
23	水	
24	木	
25	金	千福 (和装小物展示販売)
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

2月

1	金	
2	土	アジア文化遺産セミナー
3	日	
4	月	大和の町並み展 (主催:大和・町家バンクネット ワーク)
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	『ORIORI展』 (さをり織り作品の 展示と販売、織り体験)
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	手わざ匠市 (手作り作品 展示販売)
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	たまゆらフリーライブ
18	月	新奈良町の辻子 (手作り販売, ワークショップ)
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	『こだわり作家の クラフト展』 (陶器、木工、ガラス、革など 展示販売)
24	日	
25	月	
26	火	里山からの風便り (手作り作品 展示販売)
27	水	
28	木	

NMCの活動スケジュール

(12月事業実績)

12/1~2 「作事組全国協議会奈良大会」後援
12/8 理事会
12/19 研修 韓国・済州大学校
12/29 大掃除、理事懇談会、ごくろうさん会

(1月2月 予定事業)

1/13 奈良町かまどご飯体験
1/14 研修 観光まちづくり研究会(兵庫県)
1/15 はならあと実行委員会
1/26 大和・町家バンクWS(大和郡山)
2/2 アジア文化遺産講演会(奈良町物語館)



物語館お申込みの際は、連絡の付く電話番号(携帯)、E-mailもご記入をお願いします。
またチラシ、ハガキなどお知らせを町家くん通信に同封希望の方は前月の25日までに事務所にお届け下さい。
フェイスブック掲載希望の方は10日~1週間前までにメールにて写真、情報、閲覧アドレスなども記載の上、ご連絡下さい。

編集後記

新年、あけましておめでとうございます。

昨年振り返りとこれからの一年の新たな胎動を期待し、こころ新たに新しい年を迎えようと思います。

今年もよろしくお願いいたします。

町家くん通信

2019年1月1日発行・第351号

※NMCのHPにてカラー版を掲載

<http://www4.kcn.ne.jp/~nmc/>

発行 公益社団法人奈良まちづくりセンター

〒630-8333 奈良市中新屋町2-1 奈良町物語館内

TEL/0742-26-3476 FAX/0742-27-0969 E-mail/nmc@m4.kcn.ne.jp

発行人 二十軒 起夫

編集 藤野正文(チーフ)・清水和彦・勝野一・武山佳恵・D/加納なみか